○国土交通省告示第八百二十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第１（第１項関係）

空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容		
		種類	無線呼出名称	運用時間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
広島空港	広島空港事務所	飛行場管制業務	広島タワー	７時30分から22時30分まで
		進入管制業務	広島アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	広島レーダー	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
松山空港	松山空港事務所	飛行場管制業務	松山タワー	７時から22時まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表第１（第１項関係）

空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容		
		種類	無線呼出名称	運用時間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
広島空港	広島空港事務所	飛行場管制業務	広島タワー	７時30分から21時30分まで
		進入管制業務	広島アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	広島レーダー	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
松山空港	松山空港事務所	飛行場管制業務	松山タワー	７時30分から22時まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、平成二十九年十月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第五項の規定に基づき、航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十四日

国土交通大臣　石井　啓一